

学校に留め置く

千葉大学教育学部特任教授 ^{あまがさ}天笠 ^{しげる}茂

1 下校を直撃した令和元年10月25日の豪雨

2019（令和元）年10月25日の大雨。それは、千葉県の歴史に残る災害となった。すでに、同年9月9日、令和元年房総半島台風（台風15号）、10月12日、令和元年東日本台風（台風19号）によって深く傷ついた県土に、さらに、台風21号による豪雨は深刻な爪痕を残した。

銚子地方気象台によれば、この日24時間の降水量が、市原市牛久で285.0ミリ、大多喜で276.0ミリ、佐倉で248.0ミリ、鴨川で246.5ミリであり、半日で平年10月の1か月分の雨が降り、各地で河川の氾濫が発生。土砂崩れ浸水などによって、千葉市、茂原市、長柄町、長南町、佐倉市、市原市などで11名の方が亡くなった。

学校にとっては、朝からの降雨に加えて、昼前から昼過ぎにかけての猛烈な豪雨が、下校を直撃することになった。NHKなど各放送局は、当日から翌日にかけて、多数の児童や生徒が帰宅できないことや、県内を中心に運転見合せや通行止めが続いたことを報じた。

ちなみに、千葉県教育庁の調べによれば、児童生徒を通常時刻に下校させず、学校に留め置いた公立学校〔千葉市を除く〕は、小中学校が319校、特別支援学校9校、高等学校20校、学校に宿泊した児童生徒は833名であった。

2 学校に留め置くか、引き渡すか

このような多数の児童生徒が学校に留まる事態の発生は、2011（平成23）年3月11日、

東日本大震災以来であり、下校の在り方をめぐり、児童生徒の留め置きなど、学校の判断の是非が再び問われることになった。

通常通りの下校について変更を余儀なくされた学校にとって、児童生徒を学校に留め置くか、保護者に引き取りに来てもらうか、保護者に引き渡すことの是非をめぐって判断を迫られた学校も少なくなった。

全国的にみれば、先の東日本大震災後、危機管理マニュアルの見直しを図った教育委員会や学校もあり、在校時に地震があった場合、それまで児童生徒を保護者へ引き渡すこととしていた規定を警報解除まで学校に留め置くことに改正したところもあった。

なかには、気象庁による特別警報及び警報が出ている場合、児童生徒を学校に留め置くとしつつも、“保護者による引取りは可能”との方針を示した教育委員会もあった。ただ、これでは、緊急事態下、引き渡しをめぐって混乱を引き起こすことにならないか。なによりも、引取りに来た保護者ともども命の危険にさらすことにならないか懸念されるのだが…。

いずれにしても、このたびの豪雨災害に際して、児童生徒や教職員の、さらには、保護者をはじめとする地域の人々の命を守るにあたって、学校の判断の適切さについて、次に備える観点から、改めて検証してみる必要はないであろうか。

3 学校の判断を保護者はどう評価したか

ところで、あの日の災害に際して、児童生

徒を留め置くなど学校が取った実際の避難行動やその基となった判断について、保護者や地域はどのように評価したか。しかも、そのことについて、何らかの形で記録やデータが残されているか。

その点について、昨年度に実施した学校評価はどうか。保護者に向けて実施した学校評価のアンケートをはじめ、自己評価や学校関係者評価には、災害時における学校の対応について評価結果が記されているか。とりわけ、児童生徒の留め置きなどは、厳しい判断を迫られた学校の記録が注目されるどころだ。

もし、それら記録やデータが乏しいならば、次の学校評価の機会にでも、あの日の危機への対応をめぐる学校の判断と行動について、保護者からの声を拾い上げるのも一案である。

何故にこれら記録やデータにこだわるかといえば、それらデータの活用が、これまでの避難訓練の見直しなど、次への備えに直結すると考えられるからである。

このたびの災害を通して経験したことを、避難計画や避難訓練をはじめとする危機管理マニュアルなどの見直しに反映させていく。このような作業は、日常が戻ってきた時においてこそ、なすべき取組ということになる。

平時において次に備える立場から、先の災害時における学校の一連の対応を検証する。改めて、日常の避難訓練の見直し、災害時の避難の在り方、なかでも児童生徒の引き渡しについて、学校と保護者の間で話を詰めておきたいところである。そのためにも、先の災害時に関わるそれぞれの立場からの記録やデータが欠かせないことになる。

4 次に備える－鍵を握る保護者－

いずれにしても、災害発生時において、児童生徒を学校に留め置く判断が功を奏するか

否かは、保護者が鍵を握っている。

危機への対応について、校内において教職員の間で話を詰めたとしても、その方針や計画が保護者に受け止められなければ、災害の発生に際して一瞬にて崩れ去るということにもなりかねない。とりわけ、非常時における児童生徒の引き渡しをめぐる話となれば、学校への保護者の理解なくして成り立たないと言ってもよい。保護者の災害発生時における状況判断と自制ある行動が、学校の安全の維持に寄与し、児童生徒の留め置きは功を奏することになると思われる。

その点において、学校が立案した避難の方針や計画について丁寧に説明するだけでは物足りない。災害における判断や行動について、学校と保護者とのコミュニケーションによる検討が、即ちプランの策定に関わる参加・参画が求められるということになる。

日頃からの学校と保護者との信頼の醸成がこれら取組の基盤づくりということになる。警報が解除され、しかも、学校周辺の安全が確認されるまで、責任をもって児童生徒の安全を確保するという学校の基本姿勢、その一環として学校に留め置くという学校の方針。これらについての信頼醸成が、次への備えとして求められ、災害発生時における安全の確保に際しても、物を言うということになる。

参考文献

- ・銚子地方気象台「令和元年（2019年）10月25日 大雨に関する千葉県気象速報」2019年10月31日
- ・天笠・牛渡・北神・小松編著『東日本大震災と学校－その時どうしたのか 次にどう備えるか－』学事出版 2013年3月11日